

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：16102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04365

研究課題名(和文) 今日の人権教育を進める教育コミュニティ形成のための学校の実践条件に関する研究

研究課題名(英文) Study on Practice Condition of the School for the Education Community Formation to Promote Today's Human Rights Education

研究代表者

芝山 明義 (SHIBAYAMA, Akiyoshi)

鳴門教育大学・大学院学校教育研究科・准教授

研究者番号：10243742

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、地域社会における人権問題への対応として、学校における人権教育の実践と「学校と家庭・地域の連携」による教育コミュニティ形成を進めるために、学校に必要な実践上の条件を理論的・実証的に解明することである。そのため、徳島県を調査研究の対象地域として、学校における人権教育の現状とその実践上の課題に関する、インタビュー等の社会調査を実施した。結果として、「学校と家庭・地域の連携」による教育コミュニティ形成の必要性と社会的意義に関して、社会状況の変化に対応した新たな理解と意味づけが必要であることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is theoretical and empirical elucidation of the practice condition that is necessary for a school to push forward practice of the human rights education of the school and the formation of the education community by "the school, family and community relationship" for the issue of human rights in the community. For this purpose, I carried out an interview and other social investigations about the present conditions of the human rights education of the school, and a practice problem of the human rights education, in Tokushima Prefecture as a survey field.

As a result, about necessity and social significance of "the formation of the education community" by "the school, family and community relationship", it became clear that the new understanding and implication corresponding to the change of social situations would be necessary.

研究分野：教育社会学

キーワード：人権教育 教育コミュニティ

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本における人権教育は 1995 年～2004 年の「人権教育のための国連 10 年」より約 10 年を経て、これまでの同和問題をはじめとする「教育における人権」諸問題への対応により、「人権のための学習」とともに、「人権を通じての教育」の中で「人権としての教育」を保障する、より実践的な目標への取組が、この間の社会変動との関連で、改めて重要な課題として認識されている。今日とくに社会問題化している家庭や地域の教育力の低下はとりわけ社会文化的・経済的に不利な状況にある保護者・地域住民において深刻であり、学校が地域社会の拠点として子どもたちの人間形成に係る保護者や地域住民との関わりに積極的な役割を果たすことが求められている。その際、子どもたちの抱える教育上の諸課題に関して、学校と家庭・地域の人々が協働的に対応に取り組む課題として人権問題に注目することは、これまでの日本における人権教育の成果を再評価し、今後の人権教育の発展に大きな貢献をなし得るものである。

(2) 今日の人権問題への取組を、学校と家庭・地域との連携に注目してとらえる研究は、これまでの同和問題への対応を中心として、池田寛を代表とする大阪大学グループや原田彰を代表とする広島大学グループの一連の研究(協働の教育による学校・地域の再生 - 大阪府松原市の4つの中学校区から -、池田寛編著、池田寛研究室、2001年・教育コミュニティづくりの理論と実践 - 学校発・人権のまちづくり -、池田寛編著、(社)部落解放・人権研究所、2003年・学力問題へのアプローチ - マイノリティと階層の視点から -、原田彰編著、多賀出版、2003年.)において、対策や実践の先行する都市圏の同和教育推進校等が先進モデルとして研究対象とされてきたが、地方とりわけ郡部に関しては実践

上の諸資源の相対的不足の指摘に留まり、今日に至っている。この点は、池田の研究を継承して、主として都市圏の実践をもとにした高田一宏らによるその後の教育コミュニティ研究(教育コミュニティの創造 - 新たな教育文化と学校づくりのために -、高田一宏、明治図書出版、2005年・コミュニティ教育学への招待、高田一宏編著、(社)部落解放・人権研究所、2007年)においても、その後の研究は地方の現況に関する実証研究にまで十分に展開しているとはいえない。

そこで、今日の人権問題の現状に対応した人権教育の実践の重要性が認識されておりかつ都市圏とは地域特性が異なる地方の事例として徳島県をフィールドとして、教育コミュニティ形成と人権教育に関する実証的研究によって、学校における実践上の条件を明らかにすることを目的とするものである。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、子どもたちの生活圏としての地域社会における人権問題への対応として、学校を中心とした人権教育の実践と、それを契機とした学校と家庭・地域の連携による教育コミュニティ形成を進めるために、学校に求められる実践上の条件を理論的・実証的に解明することである。

(2) 上の研究目的に接近するための手続として、学校を中心とした人権教育の現状とその実践上の課題を調査研究により実証的に明らかにするとともに、学校と家庭・地域の連携構築の視点から人権教育を推進する教育コミュニティ形成の条件について明らかにする。

## 3. 研究の方法

(1) 初(平成27)年度には研究代表者の従来の研究成果をもとに、都市部における既存の実証研究とは異なる条件をもつ地域として徳島県を調査対象地域とする。

家庭・地域社会の課題に関する県内の地域性を考慮して数カ所の市町を予備的調査の対象として、人権教育ならびに学校と家庭・地域との連携に関する行政統計・報告書等の基礎的資料を県教委・市町教委等から収集し、行政施策等を含む教育活動に関する従来の研究成果の照合ならびに新しい資料の検討により、学校調査及び教師・保護者等調査の企画・設計をおこなう。

関連行政職員、学校関係者へのインタビューにより、予定している調査内容の妥当性の検討とその精緻化を図る。初年度には、対象地域内の学校を中心に実施されてきた人権教育のこれまでの経過等と人権教育に係る学校と家庭・地域の連携の現状に関する動向把握のための調査(第一次調査)を実施する。

(2) 次(平成28)年度には初年度に選定した中学校区内の各小中校の教師と児童生徒の保護者、校区を中心とした地域の住民を対象とする調査(第二次調査)を実施する。具体的には、各校の管理職、人権教育の主担当教師等、保護者の代表者、校区を中心とした地域の教育関係者等を対象としたインタビュー及び関連する資料の収集をおこなう。主な調査内容として、校区を中心とした地域社会の教育課題や人権教育と学校と家庭・地域の連携等に関する意識、人権教育の展開の経緯とその実態や課題に関する認識、それらへの関与の実態等である。

(3) 最終(平成29)年度には、本研究期間中に実施した調査等によって収集・整理・検討した資料等の分析結果を総括し、地域社会の課題に対応した、人権教育を基盤とした学校と家庭・地域の連携活動が教育コミュニティ形成を促進する要因としてもっている機能に関する研究成果をまとめる。

#### 4. 研究成果

(1) 初年度にはまず、地域社会の課題に対応

する人権教育とその実践に関する理論的研究として、教育コミュニティ形成における学校を拠点とした地域教育活動と人権教育の位置づけに関する理論的検討を中心におこなった。地域社会の課題に対応する人権教育においては、地域社会の課題としての人権問題に対して、学校が家庭・地域と連携して問題に対処し、あるいは協働して解決への実践に取り組むことが必要であり、その過程において教育コミュニティの必要性が認識され、教育コミュニティ形成への志向が促進されることがいくつかの連携に関する実践研究や教育コミュニティ論から確認された。

(2) 次に、人権教育と教育コミュニティの関連に係る学校と家庭・地域の連携活動の現状に関する学校調査(第一次調査)の一環として、都市部とは異なる条件下にある「地方」の徳島県における人権教育ならびに家庭・地域との連携に関する基礎的資料の収集として、県下の小中学校における人権教育の現況と課題について、教育関係者からの聞き取りを重点的におこなった。その結果から、地域社会の課題としての人権問題として、従来の「同和教育」への対応が今日も重要な課題として認識されていることが示され、その背景には、地域社会の課題に対応する人権教育としての「同和教育」が、「同和教育」を教育の中核とする」ことを基本原則とする認識により、学校教育の基本理念としての位置づけをもって実践されてきた歴史的経緯があることが確認された。しかしながら、教育行政施策としての「同和教育」は関連法の失効により施策上の位置づけが変容したことから、学校教育の場では人権教育の新たな展開が求められている現状において、「同和教育」の理論面・実践面の両面にわたる成果と課題が十分に検証されないままに、かつての実践の担い手であった中堅以上のベテラン教員から若手・新任教員への実践の意義や方法の

継承の困難であることが、現在の「地方」の人権教育における中心的な課題であることが確認された。

(3) 次年度には初年度の研究成果等をふまえて、上記の課題がとくに顕著であるとみなされる市町に関して、教育関係者からのインタビューをさらに深化することとした。そこで、学校を中心とした人権教育の実践に係る学校と家庭・地域の連携の現状に関する動向把握のための学校調査（第一次調査）に係る方法と内容を当初予定から変更し、学校調査（第二次調査）の対象地域の選定手続等も、次年度へ継続して実施した。

その際には、人権問題・人権教育に関する啓発集会等も参照しつつ、主に関係する教育関係者からのインタビューあるいは研究者からの情報収集によって、徳島県では一つの代表的な事例として、県央部にある I 中学校区において人権教育の特色ある取組が実践され、1990 年代の約 10 年間にわたって展開・継続されたが、その後の実践を担った教職員の異動や世代交代、あるいはその実践の中心的な人権問題としての「同和問題」の社会的・歴史的変遷により、この実践は関係した教員の個別の取組として拡散したり、学校や地域社会の状況の変化によって中絶したりしていったことが確認できた。

(4) 一方、2010 年代に入って、1990 年代の当時の生徒や教員がその成果や課題を現在から振り返って確認・検討する意義が改めて認識され、実践の意義を、その課題も含めて、検証する必要性も顕在化してきた。折しも、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が平成 28 年 12 月 9 日に成立し、同月 16 日に施行されたことにより、新法の下での新たな課題と展望を明確にする必要が生じてきたことも確認された。

(5) 最終年度にはこれまでの研究の経過や成果をふまえて再構成した学校調査（第二次調査）の実実施計画を進める過程で、学校関係者等からのインタビュー等から、「部落差別の解消の推進に関する法律」の下での新たな課題と展望についての整理と、地方自治体の教育行政施策や学校教育の実践等における取組を再構想する必要があることが改めて確認された。

このことから、年度当初より、本研究課題に大きく関わる社会状況の変化に伴う計画の再検討が、本研究の目的である「子どもの生活圏としての地域社会における人権問題への対応として、学校を中心とした人権教育の実践と学校と家庭・地域の連携による教育コミュニティ形成を進めるために、学校に求められる実践上の条件」の理論的・実証的解明には喫緊かつ重要と判断された。

そこで、最終年度の研究内容を、徳島県におけるこれまでの「学校を中心とした人権教育の実践」の成果と課題の分析・検討に修正し、1990 年代に実践された特色ある人権教育を「集団で語り合う人権学習」と規定して、その成果・意義と課題・展望について、取組の当事者である中学校教員によって平成 28 年度末に実施された、「集団で語り合う人権学習」の経験者（元中学生、元教員）を対象とした抽出調査の資料等について、当該教員との共同研究の形で再分析をおこない、その成果を学術論文として公表した。

(6) 研究期間全体を通して、期間中に本研究課題に関わる、法制度を背景とした社会状況が変容したことにより、研究目的に至るアプローチを再検討する必要性が生じた。そして、このことにより、本研究が前提とする「学校と家庭・地域の連携による教育コミュニティ形成」の必要性と社会的意義に関しても、今後の学校のあり方と学校教育実践の展開のために、新たな理解と意味づけが必要である

ことが理論的に明確になったことが成果である。今後はその新たな理解と意味づけの再設定とその実践上の条件を再検討することが課題である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

芝山明義、吉成正士、「人権教育実践の展望と課題 - 徳島県における「集団で語り合う人権学習」の意義に関する考察 - 」、『鳴門教育大学研究紀要・教育科学編』、査読無、第33巻、2018、pp.199-214.

機関リポジトリ：

<<http://www.naruto-u.ac.jp/repository/file/3978/20180301102343/KK33018.pdf>>

〔その他〕

芝山明義、「人権教育の推進における「学力向上」の意味 - 「人権のための教育」の基盤としての学力とは - 」、『徳島教育』1180号、査読無、2018年、pp.6-8.

芝山明義、「「地域とともにある学校(園)」がめざす社会 - 学校(園)とともにある地域や家庭の課題と結ぶために - 」、『徳島教育』1171号、査読無、2016、pp.7-9.

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

芝山 明義 (SHIBAYAMA, Akiyoshi)

鳴門教育大学・大学院学校教育研究科・准教授

研究者番号：10243742

##### (4)研究協力者

吉成 正士 (YOSHINARI, Tadashi)